

許可申請事項の変更に係る届出について（車両関係）

「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則」第23条の規定に基づき、次の事項について変更があった場合は、変更した日から起算して10日以内に、次のとおり書類を作成・入手のうえ、事業系廃棄物対策課へ提出してください。

Ⅰ 申請時の提出書類について

○：必須、△：場合により必要

	増車	減車	車両代替	兼用車両 届出	車体色・ デザイン の変更	ICカード の再交付	金沢工場 夜間登録
【様式14】許可申請事項変更届出書	○	○	○	○	○		
新車両の自動車検査証記録事項の写し （電子車検証のない車両は、車検証の写し）	○		○				
新車両の写真	○		○		○		
旧車両の写真 又は 抹消登録証明書の写し 等		○	○				
【様式10の2】 車庫等の概要、案内図及び配置図	○	○	○				
【様式11】運搬車両等一覧	○	○	○	○			
旧車両のICカード		△ (注1)	△ (注1)				
【第5-1号様式】 車両確認証等交付依頼書	△ (注2)		△ (注2)				
【第5-2号様式】 車両確認証等再交付依頼書						○	
対象車両の自動車検査証記録事項の写し （電子車検証のない車両は、車検証の写し）						○	
搬入車両登録申請書（夜間・日曜等） （搬入車両3トン車まで）							△ (注3)
搬入車両登録希望票（夜間・日曜等） （3トンを超える車両での搬入）							△ (注3)
金沢工場夜間・日曜・年末年始搬入 収集計画書							○
【様式13】許可申請事項変更申出書	(浄)	(浄)	(浄)				
再交付理由書						○	

(注1) 貸与されている場合は返却してください。

(注2) ICカードが必要な場合は提出してください。

(注3) 搬入車両の大きさにより、どちらか一方の書類を提出してください。

(浄) 浄化槽汚泥等を運搬する車両の台数や最大積載量に変更が生じる場合に、使用する様式です。

事前の申請をお願いします。

添付資料は、様式14と同様です(第5-1号様式、ICカードを除く。)

※次頁の説明も参考にしてください。

2 申請手続き・注意事項

(1) 増車、車両代替に伴う新車両のICカードについて

- ・窓口で申請した場合、その場で新しい車両のICカードを交付します。
- ・メールや電子申請、郵送で申請した場合は、受理後、ICカードを郵送します。

(2) 車両に付属物を装着する場合や、自動車検査証の内容変更（車番等）がある場合について

- ・提出書類は、車両代替と同じになります。

(3) 車体色・デザインの変更

- ・車体色やデザインを変更する前に、あらかじめ事業系廃棄物対策課へご相談ください。

(4) 車両の写真について

- ・新車両は車両表示を入れた状態に、旧車両は車両表示を抹消した状態にし、前後左右の4面を確認できる画角の写真を提出してください。
- ・車両の表示内容が確認できない場合は、車両表示のみを撮影してください。

(5) ICカードの再交付

- ・書類を提出していただき、受理後1週間程度で再交付手数料の「納入通知書」を交付します。
- ・再交付手数料を納付していただき、「納入通知書兼領収書」を窓口で提出していただくか、メールや電子申請にて写しを提出、確認後にICカードを再交付します。

(6) 金沢工場の夜間・日曜等搬入について

- ・書類を提出していただき、受理後、約1週間後から搬入することができます。

(7) 許可申請事項変更申出書について

- ・**事前に**許可申請事項変更申出書を提出し、基準値の10%以内の変更に限り変更承認書を交付します。変更承認書の交付後、当該車両をご使用ください。
- ・車両台数や最大積載量に変更が無いときは、様式14「変更届出書」をご使用ください。